令和６年度

償却資産（固定資産税）

申告の手引き

平素は、あま市税務行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和６年度の償却資産（固定資産税）の申告の時期がまいりましたので、ご案内いたします。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年１月１日現在のあま市内に所在する事業用資産を申告していただくことになっておりますので、同封の申告書にて所定事項を記入のうえ、期日までに提出してください。

なお、本市送付の申告書を使用せず、各自で電算処理等により作成して提出される場合は、お手数ですが、本市送付の申告書及び「償却資産のご案内」に記載のある**『所有者コード』の転記**をお願いいたします。

尚、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて、償却資産申告書に個人番号又は法人番号（マイナンバー）の記載が義務づけられております。

償却資産申告書『3 個人番号又は法人番号 欄』に、忘れずにご記載ください。

（償却資産申告書の記入例を参照してください。）

申　告　期　限	**令和６年１月３１日（水）** ※期限間近は大変混み合いますので、なるべく**1月19日（金）頃まで**に提出していただきますようご協力をお願いします。
申告書提出先（及び問合せ先）	〒497－8602　あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所　総務部税務課　固定資産税係 電話（０５２）４４４－０５０９ お問い合わせの時間…午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 （土・日・祝祭日を除く。）

愛　知　県　あ　ま　市

目　　次

１．償却資産には固定資産税が課税されます　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１－１　償却資産とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１－２　課税対象となる償却資産の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１－３　償却資産の課税標準額、免税点、税率　・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　１－４　課税標準額の算出方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　１－５　業種ごとの主な償却資産　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２．償却資産を所有している人には申告の義務があります　・・・・・・・・・・・４
　２－１　申告が必要な人　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　２－２　申告の対象となる資産　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　２－３　申告の対象とならない資産　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　２－４　提出していただく書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　２－５　申告の方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　２－６　申告書の入手方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　２－７　申告の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　２－８　申告書控えの返送を希望する場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　２－９　申告書の提出期限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　２－10 申告方法についてのお問合せ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

３．資産によって扱いが異なる場合があります　・・・・・・・・・・・・・・・・８
　３－１　建物附属設備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　３－２　賃借人（テナント）が施工した資産　・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　３－３　課税標準額の特例を受ける資産　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　３－４　短縮耐用年数、増加償却又は陳腐化資産の一時償却　・・・・・・・・・９
　３－５　税務会計と固定資産税（地方税法）における取扱いの相違点　・・・１０
　３－６　耐用年数の改正について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

４．納税義務者の皆様へのお知らせ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　４－１　申告書は必ず期限までに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　４－２　申告内容の誤りを見つけたらすぐに修正申告を　・・・・・・・・・・１１
　４－３　申告漏れ資産の課税について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　４－４　不申告及び虚偽の申告について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　４－５　国税関係資料の閲覧の実施について　・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　４－６　実地調査のお願い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　４－７　エルタックス（ｅＬＴＡＸ）で電子申告を　・・・・・・・・・・・・・１１

１．償却資産には固定資産税が課税されます

１－１　償却資産とは

法人や個人で事業を経営している人（工場や商店の経営、農業や漁業などのほか、駐車場やアパートなどの賃貸業も含みます）が所有する、土地・家屋以外の事業のために用いている資産（構築物、機械、器具、工具、備品、船舶など）で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。償却資産は、土地や家屋と同様に、固定資産税の課税対象（課税客体）となります。

ただし、家庭で使用しているものや販売用に陳列保管している商品などは含みません。

また、鉱業権・漁業権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車、軽自動車税の対象となっている軽自動車、小型特殊自動車は、課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付けている場合も含みます。

１－２　課税対象となる償却資産の種類

資産の種類		課税対象となる主な資産
第１種	構築物	舗装路面、テナント倉庫、ビニールハウス、野外広告塔、擁壁、フェンス、ブロック塀、門、野外配管、緑化施設、庭園、野外排水溝、外灯、独立煙突、軌道、岸壁、桟橋、カーポート、自転車置場、外構
	建物附属設備	内装、内部造作、改良費、給排水電気設備、空調設備、受変電設備、簡易間仕切り、簡易給排水設備
第２種	機械及び装置	各種製造設備、クリーニング設備、機械式駐車場設備、印刷設備、太陽光発電装置、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等）
第３種	船舶	漁船、遊漁船、客船、貨物船、工作船、遊覧船、ボート
第４種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第５種	車両及び運搬具	フォークリフト、トラクターなどの大型特殊自動車(土木建設機械以外のもの)　※自動車税・軽自動車税の対象となる車両を除く
第６種	工具・器具及び備品	応接セット等の家具、事務机、椅子、ロッカー、陳列ケース、電気冷蔵庫、ガス機器、室内装飾品、暖房用品、じゅうたん、カーテン、テレビ、カラオケなどの音響機器、電話交換機、放送機器、パソコン、ファックス、複写機などの事務機器、レジスター、金庫、ネオンサイン、医療用機器、遊戯機器、自動販売機、ルームエアコン

１－３　償却資産の課税標準額、免税点、税率

区　分	説　　明
納税義務者	賦課期日（１月１日）現在における償却資産の所有者をいいます。 （償却資産を賃貸している人も含まれます。）
課税標準額	賦課期日（１月１日）現在における全資産の決定価格の合計が課税標準額となります。
免　税　点	全資産の課税標準額の合計額が、150 万円未満の場合は課税されません。 ただし、全資産の課税標準額が 150 万円未満であっても申告は必要です。
税　　率	税率は、100 分の 1.4 です。（固定資産税標準税率）
税　　額	税額は、課税標準額×税率で計算します。 (土地・家屋・償却資産の課税標準額を合算し、1,000 円未満を切り捨て、それに税率を乗じ 100 円未満を切り捨てます。)
納　　期	年４回(5月・7月・１２月・翌２月)に分けて、納めていただきます。

１－４　課税標準額の算出方法

申告していただいた資産一つひとつについて、評価額を求め、課税標準額(課税標準の特例を受ける資産は、軽減後の額)とします。評価額は、資産の取得年月、取得価額、耐用年数をもとに、減価残存率表の減価率を用いて計算し、耐用年数を過ぎても取得価額の５%に相当する額に到達するまでの間、減価していきます。

※ｒ：減価率

	前年中(R4年中)に取得したもの	前年前(R3年以前)に取得したもの
評価額	取得価額　×（１－ｒ／２）	前年度 (R3年度) 評価額　×（１－ｒ）

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1- r/2	1 - r		r	1- r/2	1 - r		r	1- r/2	1 - r
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	50	0.045	0.977	0.955
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	60	0.038	0.981	0.962

【例】取得時期　令和５年９月・取得金額 600,000 円・耐用年数２年の場合

令和　６年度・・・　600,000 円 ×　0.658 ＝　394,800 円
令和　７年度・・・　394,800 円 ×　0.316 ＝　124,756 円
令和　８年度・・・　124,756 円 ×　0.316 ＝　39,422 円
令和　９年度・・・　39,422 円 ×　0.316 ＝　12,457 円 ＜ 30,000 円

注）取得価額の 5%(30,000 円)より小さくなるため、令和９年度以降の評価額は 30,000 円となる。

１－５　業種ごとの主な償却資産

業　種	課税対象となる主な資産の例示
共　　通 （事務系）	事務机・椅子、応接セット、キャビネット、金庫、ロッカー、コピー機、タイムレコーダー、レジスター、テレビ、看板、ネオンサイン、パソコン、エアコン、ＬＡＮ配線、内装・内部造作、駐車場設備等
喫茶・飲食業	厨房設備、テーブル・椅子、カウンター、室内装飾品、製麺機、混合機、金庫放送設備、タオル蒸器、エアコン、カラオケ機器、冷蔵庫、看板、ネオンサイン、レジスター、駐車場設備等
理容・美容業	理容・美容椅子、応接セット、消毒殺菌機、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、エアコン、サインポール、レジスター、湯沸かし器、駐車場設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、ビニール梱包設備、看板、駐車場設備等
小　売　業	ショーウィンドー、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵ストッカー、店内簡易装備、間仕切り、日よけ、エアコン、ネオンサイン、看板、駐車場設備等
開　業　医	レントゲン機器、調剤機器、歯科診療ユニット、消毒殺菌用機器、駐車場設備等
農　　業	田植機、稲刈機、脱穀機、トラクター等
医療・薬局業	薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、キャビネット、分包器、エックス線装置顕微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器、冷蔵庫、レジスター、エアコン、ネオンサイン、看板、駐車場設備等
ガソリン給油業	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、看板、テレビ地下タンク、キャビネット、消火器、金庫、レジスター等
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、オイルクリーナー、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、コンデンサー、グラインダー、万力、ドリル、検査工具、治具、取付工具、駐車場設備等
金属製品組立 加工業	旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、カッター、研磨機グラインダー、モーター溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、駐車場設備、受変電設備、動力配線等
不動産賃貸業 （貸店舗・ﾏﾝｼｮﾝ経営等）	外構、駐車場の路面舗装、屋外給排水設備、フェンス、緑化施設、排水溝、看板、広告塔、屋外照明設備、ゴミ置場、外灯、駐輪場、駐車場設備、太陽光発電設備等

２．償却資産を所有している人には申告の義務があります

２－１　申告が必要な人

個人や法人で事業を経営している人は、地方税法の規定により、毎年１月１日現在の償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。
（解散、廃業、休業、市外へ移転した場合や償却資産を所有していない場合などもその旨申告をお願いします。）

２－２　申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、申告する年の１月１日現在、事業に使用することが出来る土地及び家屋以外の有形固有資産で、原則として、取得価額（１個又は１組）が１０万円以上（付帯費用含む）の事業用資産です。

所得税法または法人税法の所得計算上、償却資産そして固定資産勘定に計上した資産（これに類する資産で所得税または法人税を課されない者が有するものを含みます）は、１０万円未満の資産でも申告の対象にとなります。

■次のような資産も事業用に使用できる状態であれば申告の対象となります。

① 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
② 建設仮勘定で経理されている資産
③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
④ 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
⑤ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼動していない資産）
⑥ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
⑦ 福利厚生（社宅・宿舎等）の用に供するもの
⑧ 信託会社等から譲渡を条件として賃貸している資産
⑨ 割賦買入資産（割賦金の完済していない資産）
⑩ 家屋として固定資産税の評価がされていない建物等の資産
⑪ 取得価額が 30 万円未満の資産で、租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（詳細は＜参考１＞のとおり）
⑫ 大型特殊自動車に該当する建設車両（詳細は＜参考２＞のとおり）
⑬ 貸付資産（他へ事業用として貸付けている資産）（詳細は＜参考３＞のとおり）

＜参考１＞少額資産について

少額資産は、税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて、取扱いが異なります。下の表で○のついている資産は、償却資産の申告の対象になります。

取得価格	経理区分			
	個別減価償却	中小企業者特例(※1)	一時損金算入(※2)	3年一括償却(※3)
10万円未満	○	(※4)	×	×
10万円以上20万円未満	○	○		×
20万円以上30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

※1　租税特別措置法第 28 条の２又は第 67 条の５の規定により、取得価額が 10 万円以上 30 万円未満の資産を一時に損金（必要な経費）に算入するもの
※2　法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条の規定により、取得価額が 10 万円未満又は使用可能期間が１年未満の資産を一時に損金（必要な経費）に算入するもの
※3　法人税法施行令第 133 条の２第１項又は所得税法施行令第 139 条第１項の規定により、取得価額が 20 万円未満の資産を３年で均等償却するもの
※4　旧租税特別措置法第 28 条の２又は第 67 条の８の規定により、取得価額が 10 万円未満で中小企業の特例を適用した資産は、平成 15 年４月１日から平成 18 年３月 31 日までに取得したもののみ、償却資産の申告の対象になります。

＜参考２＞自動車等について

自動車等については、車両の分類ごとに対象となる税目が決まっています。
償却資産の申告の対象となるのは大型特殊自動車のみとなります。小型特殊自動車であるフォークリフト等は軽自動車税の対象となり、申告の対象とはなりませんのでご注意ください。

なお、自動車税、軽自動車税の対象となる乗用車やトラック等に付属する、カーラジオやカーナビゲーションシステム等は申告の対象になりません。

●車両の分類(道路運送車両法施行規則)と対象税目

<table>
<tr><td colspan="2">普通自動車</td><td rowspan="2">自動車税</td><td rowspan="2">×（申告不要）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型自動車</td><td>二輪以外</td></tr>
<tr><td></td><td>二輪</td><td rowspan="4">軽自動車税</td><td rowspan="4">×（申告不要）</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽自動車</td></tr>
<tr><td colspan="2">原動機付自転車</td></tr>
<tr><td colspan="2">小型特殊自動車 ※下の規格表を参考にして下さい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">大型特殊自動車</td><td>固定資産税（償却資産）</td><td>○（申告必要）</td></tr>
</table>

※小型特殊自動車の規格（以下の基準をひとつでも超えていれば大型特殊自動車です）

	長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	最高速度(km/h)
農耕作業用自動車	制限なし	制限なし	制限なし	３５未満
上記以外の特殊自動車	４．７０以下	１．７０以下	２．８０以下	１５以下

＜参考３＞リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人に申告していただく場合に分かれます。詳しくは次の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
通常の賃貸借契約によるリース資産 特徴：賃借期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収されるなど。	○ (資産の所在する市町村へ申告)	× (申告不要)
実際の売買にあたるようなリース資産 特徴：所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合など。	× (申告不要)	○ （申告が必要）

※平成 19 年度税制改正により、平成 20 年４月１日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリース取引については、税務会計（法人税・所得税）において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告につきましては、従来どおり（リース会社からの申告）となります。

２－３　申告の対象とならない資産

つぎのような資産は、課税の対象外です。申告の必要はありません。

① 無形減価償却資産（特許権、ソフトウェアなど）
② 繰延資産
③ 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
④ 書画・骨とうのように、時の経過によりその価値が減少しない資産
　※複製のようなもので、単に装飾目的にのみ使用されているものは、減価償却の対象となるため、申告の対象となります。
⑤ ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価額が 20 万円未満のもの
（平成 20 年４月１日以降の契約分に限ります）

■よくある質問■

Q．使用する技術が変わり、使っていない機械があります。そのまま置いてあるだけで、使用する予定はないのですが、申告する必要がありますか。

A．申告の必要はありません。将来他に転用する見込みもないまま、解体・撤去されずに原形をとどめていて、税務会計上「有姿除却」しているのであれば、償却資産に含めません。

２－４　提出していただく書類

提出する書類	償却資産申告書（償却資産課税台帳）（第 26 号様式）
	種類別明細書（増加資産・全資産用）（第２６号様式別表 1）

２－５　申告の方法について

（1）あま市様式により申告される場合

①今までに申告されている方

種類別明細書に令和５年１月１日現在の申告資産が印字してあります。
前年中に新たに取得した資産がある場合は、種類別明細書に加筆追加していただき、減少資産がある場合は、二重線等で消してください。また、申告書の印字内容に変更がある場合は、二重線等で見え消し修正してください。
＊必ず、ボールペンで記入してください（消えるボールペン不可）。

申告の内容

- 前年中に取得した資産がある場合や申告漏れ資産がある場合　⇒増加資産の申告
- 前年中に減少した資産がある場合　　⇒減少資産の申告
- 申告書の印字内容の変更がある場合　⇒内容変更の申告
  （修正箇所を二重線で見え消し修正してください。）
- 昨年と変わらない場合　⇒増減なしの申告
  （申告書の「18．備考欄」の資産増減なしに〇印を付けてください。）

②初めて申告される方

⇒令和６年１月１日現在にあま市内に所在する事業用資産を申告してください。

（2）電算処理による独自様式又はエルタックス（ｅＬＴＡＸ）により申告される場合

電算処理による独自様式又はエルタックスでの申告は、毎年度すべての資産を種類別明細書にて申告してください。

償却資産申告書	提出される申告書の右上所有者コード欄に、本市送付の申告書及び「償却資産申告のご案内」に記載してある「所有者コード」を記入してください。
種類別明細書	①すべての資産について申告してください。 ②すべての資産について「評価額」を算定してください。 ③評価額の最低限度は、取得価額の５％です。 ④課税標準額の特例の適用がある場合は、その特例率、課税標準額を記載してください。

２－６　申告書の入手方法

あま市公式ホームページからダウンロードすることも可能です。
あま市公式ホームページの「暮らしの情報/税金/固定資産税/償却資産」を参照ください。
https://www.city.ama.aichi.jp/

※なお、申告書の郵送をご希望の方は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

２－７　申告の方法

「２－４　提出していただく書類」記載の書類を、「２－９　申告書の提出期限」までに税務課固定資産税係窓口または郵送にて提出してください。

２－８　申告書控えの返送を希望する場合

申告書を郵送で提出される方で、受付印を押印した申告書控えの返送をご希望の場合は、必ず切手貼付済の返信用封筒を同封してください。

（切手貼付済の返信用封筒がない場合は返送することができません）

なお、申告書控えに受付印の押印が必要ない場合は、お手元に保管してください。

２－９　申告書の提出期限

令和６年１月３１日（水）までに申告ください。期限間近は大変混み合いますので、なるべく１月１９日（金）頃までに提出くださるようご協力をお願いします。

２－１０　申告方法についてのお問合せ

（１）申告書の記載方法が分からない場合

下記の書類をお持ちのうえ、お早めに税務課までご相談ください。

お持ちいただく書類

１．固定資産台帳

２．個人確定申告書の写し及び収支内訳書の写し（減価償却費の計算が分かる書類）、法人確定申告書の写し及び別表 16（減価償却資産の償却額の計算に関する明細書）

３．その他、減価償却資産の明細の分かる書類（アパート等を新築された方は、工事見積書等）

（２）ｅＬＴＡＸ（電子申告）の申告方法が分からない場合

申告の利用手続き等の詳細につきましては、下記のお問合せ先までお尋ね下さい。

エルタックスホームページ

→　https://www.eltax.lta.go.jp

ヘルプデスク　受付時間：9:00～17:00　月～金（土・日・祝祭日、年末年始 12/29~1/3 は休業）

→　０５７０－０８１４５９（ハイシンコク）〔全国一律市内通話料金〕

３．資産によって扱いが異なる場合があります

３－１　建物附属設備

建物附属設備には、償却資産に該当するものと、家屋に該当するものとがあります。
次に揚げる表を参考に償却資産に該当するものを申告してください。

（１）建物と建物附属設備の所有者が同一の場合

区　　分	償却資産に該当するもの(例)	家屋に該当するもの
電気設備	照明施設（ネオンサイン・投光器・スポットライト・電光ニュース等）、受変電設備、動力配線設備、予備電源装置、中央監視制御装置	一般照明用の電灯コンセント・配線等の屋内配線
ガス設備	生産事業用のガス設備、屋外のガス設備等	屋内配管等
給排水設備	生産事業用給排水設備、屋外の給排水設備等	屋内の給排水設備等
空調設備	局部冷暖房を行なうパッケージエアコン、ルームエアコン、集塵設備等	家屋と構造上一体となっている設備
防災設備	手堤消火器、屋外消火栓、屋外貯水槽	屋内消火栓、火災警報装置等
通信放送設備	電話機、交換機、スピーカー、インターホン、マイクロホン、アンプ等	配線・配管等
運搬設備	天井走行クレーン、ベルトコンベアー等	家屋と構造上一体となっているエレベーター・エスカレーター等
店舗及び事業用造作設備	飾棚、カウンター、パーテーション(簡易間仕切り)等	左記以外で家屋と構造上一体となっている設備

（２）既存の建物に付加した建物附属設備の扱い

「家屋に該当するもの」であっても、既存の建物に付加した建物附属設備の扱いは次のようになります。

①既存の建物に全く新たに付加したもの　⇒　<u>償却資産</u>

②既存の建物の設備の修繕、改良、
取替により付加したもの　⇒　<u>家　　屋</u>

■よくある質問■

Q．今年賃貸アパートを建てたところ、市役所税務課から「償却資産申告書」が送られてきましたが、償却資産の申告は必要でしょうか。

A．償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産のことをいいます。資産の多少にかかわらず事業用の資産を所有されている方は申告が必要です。賃貸アパートを建てると、例えば、駐車場のアスファルト舗装、周囲ネットフェンス、門扉、駐輪場、ソーラーパネル（据置き型）、屋外の浄化槽といったものなどが償却資産に該当します。

３－２　賃借人（テナント）が施工した資産

賃貸ビルや貸し店舗などを借り受けて事業をされている方（テナントといいます）が、自分の費用で内装、電気、ガス、その他の設備を施工している場合、それらの資産については、テナント側から償却資産の申告をしていただくことになります。

これを「分離課税」といい、次のようなものがあります。

①木造家屋	外壁、内装、天井、造作、床、建具
②非木造家屋	外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内装仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具
③建設設備	電気、ガス、給排水、衛生、空調、防災、運搬設備、その他特殊設備

３－３　課税標準の特例を受ける資産

特定の資産について税負担の軽減を図るため、地方税法で「課税標準の特例」が設けられています。特例に該当する資産を申告する場合は、固定資産税の課税標準の特例申告書（13 ページ）とともにその資産が特例の該当要件を満たしていることが分かるものを添付してください。

＜課税標準の特例の例＞・・・ここでは特例の一部を記載しています。
詳しくは税務課固定資産税係までお問い合わせください。

区　分	根　拠　法　令	対　象	
生産性向上や賃上げの促進に資する中小企業の設備投資	附則　第 15 条	先端設備等導入計画に基づき、令和５年４月１日から令和７年 ３ 月 31 日までに取得した機械装置、工具、機器備品、償却資産に該当する建物付属設備。 ※条件によっては、特例を受けられない場合もあります。	
計画内への賃上げ方針の表明	取　得　時　期	適用期間	軽　減　率
記載した場合	令和５年４月１日から令和６年３月 31 日まで	５年間	３分の１
	令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで	４年間	
記載しない場合	令和５年４月１日から令和７年３月 31 日まで	３年間	２分の１

３－４　短縮耐用年数、増加償却又は陳腐化資産の一時償却

令和５年１月２日から令和６年１月１日までの間に、耐用年数の短縮、増加償却又は陳腐化資産の一時償却を適用している資産がある場合、国税局長又は税務署長への承認通知の写し又は届出の写しを申告書に添付してください。これらの資産については、税務会計の取り扱いに準じて評価額が算出されます。

■よくある質問■

Q．事業用に使用しているユニットハウス（コンテナハウス）は、固定資産税がかかりますか。

A．事務所や倉庫などの目的で使用しているユニットハウス（コンテナハウス）で、基礎等で地面に定着されているものは家屋として評価しますが、地面に定着されていないものは償却資産として申告が必要となります。

■よくある質問■
Q．会社の決算は 3 月末ですが、償却資産の申告は必要ですか。
A．必要です。固定資産税の賦課期日は 1 月 1 日ですので、決算期にかかわらず 1 月 1 日現在の所有状況を 1 月 31 日までに申告することが義務付けられています。

３－５　税務会計と固定資産税（地方税法）における取扱いの相違点

法人税又は所得税の申告の際、減価償却資産台帳及び固定資産台帳を作成されていると思いますが、税務会計と固定資産税では減価償却資産の取扱いが若干異なりますのでご留意ください。

固定資産税上では構築物に該当する駐車場舗装、門扉、フェンス、塀、排水溝等を税務会計上では建物の取得価額に含めてしまっていることがありますので、申告の際は建物本体とは区別し、償却資産該当分をご申告ください。

平成 19 年度税制改正により、平成 20 年４月１日以降に締結したリース契約について、税務会計上「売買取引」として取り扱う事になったリース資産についても、固定資産税では原則として所有者であるリース会社に申告していただくことになります。

なお、その他の取扱いの相違点については以下のとおりです。

項　　目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定
前年中の新規取得	月割償却	半年償却（１／２）
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却、割増償却の制度（租税特別措置法）	制度あり	制度なし
増加償却の制度（所得税、法人税）	制度あり	制度なし
評価額の最低制限	備忘価額(１円)	取得価格の１００分の５
改　良　費	原則区分、一部合算も可	区分評価

３－６　耐用年数の改正について

平成 20 年度の税制改正で、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」が改正され、平成 21 年度分の償却資産（固定資産税）の申告から、改正後の耐用年数を用いることになりました。

償却資産（固定資産税）の申告にあたっての注意点

1　償却資産の評価は、原則として前年度の評価額を基礎に、耐用年数に応じた減価を考慮して計算します。なお、資産の取得時にさかのぼり改正後の耐用年数を用いて再評価をするものではありません。
2　過去に申告いただいた資産について耐用年数省令の改正により耐用年数変更が生じた場合は、改正後の耐用年数に修正して申告する必要があります。また、増加資産として申告していただくものでも、申告もれ資産等の場合は改正前の耐用年数が必要となります。

４．納税義務者の皆様へのお知らせ

４－１　申告書は必ず期限までに

令和６年１月３１日（水）までに申告ください。期限間近は大変混み合いますので、なるべく１月１９日（金）頃までに提出くださるようご協力をお願いします。

４－２　申告内容の誤りを見つけたらすぐに修正申告を

申告内容の間違い等がわかったときは、すぐに修正申告をしてください。

４－３　申告漏れ資産の課税について

今回申告した資産の中に前年以前に取得していた課税対象の資産があったときは、資産の取得年次に応じて、過去の年度の固定資産税の税額を計算し直し、差額をお支払いいただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

４－４　不申告及び虚偽の申告について

申告すべき事項について、正当な理由がなく申告しなかった場合には、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることもありますのでご注意ください。

４－５　国税関係資料の閲覧の実施について

地方税法第 354 条の 2 の規定により、市町村長は固定資産税の賦課徴収のため、国税関係資料の閲覧等を行うことが認められています。閲覧した所得税、法人税申告書の減価償却費の明細書により、確認させていただくことがございますのでご協力ください。

４－６　実地調査のお願い

あま市では、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、順次、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出をお願いしたり、償却資産の調査に伺うことがございますので、その際はご協力をお願いします。

また、それらに伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税に際しては、現年度だけでなく、資産を取得した年の翌年度まで遡及（最大５年度）することがありますので、ご承知おきください。

４－７　エルタックス（ｅＬＴＡＸ）で電子申告を

あま市では、インターネットを利用した償却資産に係る固定資産税について、電子申告システム「エルタックス」による申告を受付しています。エルタックスは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。
詳しくは、エルタックスホームページでご確認ください。

エルタックスホームページ　→　https://www.eltax.lta.go.jp
ヘルプデスク　受付時間：9:00～17:00　月～金(土・日・祝祭日、年末年始 12/29~1/3 は休業)
→　０５７０－０８１４５９（ハイシンコク）〔全国一律市内通話料金〕

固定資産税の課税標準の特例申告書

令和　　年　　月　　日

あ ま 市 長 殿

申告人(納税義務者)

住　所 (所 在 地)	
氏　名 (名 称)	
電話番号	

次の固定資産税の課税標準の特例の適用について申告します。

固定資産の種類	
固定資産の所在地	対象固定資産一覧のとおり
特例適用条項	□地方税法第349条の3第　　項 □地方税法附則第15条第　　項　　号 □地方税法附則第64条
特例適用区分	
事由の発生日	

対象固定資産一覧

	所在地	地目	地積	特例適用地積	備考
土 地	あま市				
	あま市				
	あま市				
	あま市				
	あま市				

	所在地	種類	構造	床面積	特例適用面積	建築年	備考
家 屋	あま市						
	あま市						
	あま市						
	あま市						
	あま市						

	所在地	資産の名称等	数量	取得年月	取得金額	耐用年数	備考
償 却	あま市						
	あま市						
	あま市						
	あま市						
	あま市						

※添付書類
特例適用の要件を満たしていることを証明する書類の写し